

令和6年度における中部地区の下請法の運用状況等について

令和7年6月25日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者11,000名（製造委託等^{（注1）}7,305名、役務委託等^{（注2）}3,695名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者40,785名（製造委託等30,513名、役務委託等10,272名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全 国	中 部	全 国	中 部
令和6年度	90,000	11,000	330,000	40,785
製造委託等	53,144	7,305	214,316	30,513
役務委託等	36,856	3,695	115,684	10,272
令和5年度	80,000	9,706	330,000	45,210
製造委託等	46,900	6,212	199,138	32,427
役務委託等	33,100	3,494	130,862	12,783
令和4年度	70,000	8,269	300,000	41,034
製造委託等	37,993	5,116	176,799	29,456
役務委託等	32,007	3,153	123,201	11,578

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は808件（製造委託等620件、役務委託等188件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者又は下請事業者を対象に行った定期調査によるものが788件（製造委託等602件、役務委託等186件）、下請事業者等からの申告によるものが20件（製造委託等18件、役務委託等2件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は809件（製造委託等620件、役務委託等189件）であり、このうち、807件（製造委託等618件、役務委託等189件）について下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が3件（製造委託3件）、指導が804件（製造委託等615件、役務委託等189件）である。

勧告事件の概要は別紙1、指導を行った主な事件の概要は別紙2、措置件数の県ごとの内訳は別紙3のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数				処 理 件 数					
						措 置			不問	計	
		定期調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	勧告	指導	小計			
令和6年度	全国	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306	
	中部	788	20	0	808	3	804	807	2	809	
	製造委託等	全国	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
		中部	602	18	0	620	3	615	618	2	620
	役務委託等	全国	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
		中部	186	2	0	188	0	189	189	0	189
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328	
	中部	795	14	0	809	1	808	809	6	815	
	製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
		中部	625	11	0	636	1	635	636	3	639
	役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
		中部	170	3	0	173	0	173	173	3	176
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757	
	中部	853	10	0	863	0	858	858	2	860	
	製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
		中部	643	6	0	649	0	649	649	0	649
	役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
		中部	210	4	0	214	0	209	209	2	211

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で1,297件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,000件、役務委託等に係るものが297件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は 658

件（類型別件数の合計の 50.7%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが 513 件、役務委託等に係るものが 145 件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第 4 条違反）は 639 件（類型別件数の合計の 49.3%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が 274 件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の 42.9%）、②下請代金の減額が 136 件（同 21.3%）③買ったたきが 127 件（同 19.9%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は 487 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 195 件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 40.0%）、②下請代金の減額が 112 件（同 23.0%）、③買ったたきが 89 件（同 18.3%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は 152 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 79 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 52.0%）、②買ったたきが 38 件（同 25.0%）、③下請代金の減額が 24 件（同 15.8%）等となっている。

第 3 表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反				実 体 規 定 違 反												合計	
		書面交 付義務	書類保 存義務	虚偽 報告	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割当困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
令和6年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757	
	中部	595	63	0	658	5	274	136	4	127	6	13	30	35	9	0	639	1,297	
	製造委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343
		中部	460	53	0	513	5	195	112	4	89	5	13	28	30	6	0	487	1,000
	役務委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414
		中部	135	10	0	145	0	79	24	0	38	1	0	2	5	3	0	152	297
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463	
	中部	645	66	0	711	7	341	149	1	138	5	4	25	47	6	0	723	1,434	
	製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
		中部	519	47	0	566	7	266	123	0	104	3	4	25	41	5	0	578	1,144
	役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
		中部	126	19	0	145	0	75	26	1	34	2	0	0	6	1	0	145	290
令和4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629	
	中部	636	76	0	712	3	357	65	2	160	3	11	17	36	10	0	664	1,376	
	製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
		中部	494	58	0	552	2	260	50	0	120	1	11	16	33	10	0	503	1,055
	役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
		中部	142	18	0	160	1	97	15	2	40	2	0	1	3	0	0	161	321

(注 1) 1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第 2 表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注 2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和 6 年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者 22 名^(注 1)から、下請事業者 313 名^(注 1)に対し、下請代金の減額分の支払等、総額 4481 万円^(注 2)相当の原状回復が行われた。

(注 1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注 2) 原状回復額は、後記ウの令和 5 年度の「中部」分を除き、原則として 1 万円未満を切り捨てている。

以下同じ。

ア 不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者2名から、下請事業者29名に対し、2498万円の利益提供分の金銭が支払われた（第4表参照）。

第4表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の金銭の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	17名	327名	1億8959万円
	中部	2名	29名	2498万円
令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
	中部	1名	9名	258万円
令和4年度	全国	9名	140名	1865万円
	中部	—	—	—

イ 下請代金の減額事件においては、親事業者11名から、下請事業者238名に対し、1183万円の減額分の金銭が支払われた（第5表参照）。

第5表 下請代金の減額事件における減額分の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	52名	1,117名	10億164万円
	中部	11名	238名	1183万円
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	中部	4名	48名	6297万円
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	中部	7名	95名	2105万円

ウ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者7名から、下請事業者39名に対し、583万円の遅延利息等の金銭が支払われた（第6表参照）。

第6表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	65名	1,411名	5678万円
	中部	7名	39名	583万円
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	中部	2名	10名	3,210円
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	中部	6名	91名	184万円

エ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し事件においては、親事業者1名から、下請

事業者 1 名に対し、160 万円の費用負担分の金銭が支払われた（第 7 表参照）。

第 7 表 不当なやり直し等事件における費用負担分の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和 6 年度	全国	5 名	40 名	1438 万円
	中部	1 名	1 名	160 万円
令和 5 年度	全国	2 名	2 名	3136 万円
	中部	—	—	—
令和 4 年度	全国	1 名	3 名	16 万円
	中部	—	—	—

オ 返品事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 6 名に対し、56 万円の返品分の金銭が支払われた（第 8 表参照）。

第 8 表 返品事件における返品分の金銭の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和 6 年度	全国	6 名	119 名	6048 万円
	中部	1 名	6 名	56 万円
令和 5 年度	全国	10 名	330 名	6968 万円
	中部	1 名	8 名	60 万円
令和 4 年度	全国	8 名	266 名	1 億 1512 万円
	中部	1 名	22 名	335 万円

第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和6年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和6年度においては、中部事務所では3回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和6年度においては、中部事務所では、受講者の利便性向上等の観点から、公正取引委員会のウェブサイト上で公開した、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画について周知した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和6年度においては、中部事務所では2,572件の相談に対応した（令和5年度の2,203件から369件増加）。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和6年度における中部事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は20名である。

令和6年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和6年度においては、中部事務所では事業者団体等へ22回の出講を実施した。

令和6年度における勧告事件（3件）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
漬物製品の製造 販売業 (R6. 6. 14 勧告)	三井食品工業(株)は、令和4年5月から令和5年8月までの間、次のアからカまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア 「物流協力金」の額 イ 「物流費」の額 ウ 「特売条件」の額 エ 「割戻金」の額 オ 「サンプル使用分」の額 カ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、三井食品工業(株)が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額 減額金額は、下請事業者6名に対し、総額988万6497円であり、三井食品工業(株)は勧告前に当該金額の一部を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
自動車用ばね等の製造販売業 (R7. 2. 18 勧告)	中央発條(株)は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年10月25日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する自動車用ばね等の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、当該金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者24名に対し、合計608型）。 中央発條(株)は勧告前に、下請事業者24名に対し、協議を行った上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額572万5260円を支払っている。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
自動車用エンジン等の自動車用部品の製造販売業 (R7. 2. 18 勧告)	愛知機械工業(株)は、遅くとも令和5年8月1日から令和6年12月30日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、治具及び機械設備について、当該金型等を用いて製造する自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者5名に対し、合計415個）。 愛知機械工業(株)は勧告前に、下請事業者5名に対し、協議を行い請求書を徴収した上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額1925万5498円を支払っている。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

令和6年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- 自動車用部品の製造を下請事業者へ委託しているA社は、自社の請求書の処理が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日までに下請代金を支払っていなかった。

2 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- ① 建設資材等の製造を下請事業者へ委託しているB社は、発注時に定めた下請代金の額を発注後に変更することにより、下請代金の額を減じていた。
- ② 金型の製造を下請事業者へ委託しているC社は、支払うべき下請代金の額から、下請代金を金融機関の口座に振り込む際に実際に支払う振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

3 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）

- 繊維製品等の製造を下請事業者へ委託しているD社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

4 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

- 自動車用部品の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者に対し、自社が貸与する金型、治具及び機械設備の現物確認等の棚卸作業を無償で行わせていた。

5 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条第2項第4号）

- ソフトウェアの作成を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに給付の内容を変更したにもかかわらず、当該変更に伴って生じた費用を負担していなかった。

措置件数の県ごとの内訳

[単位：件]

年 度	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	中部地区合計
令和6年度	71	64	113	145	360	54	807
令和5年度	60	70	85	149	386	59	809
令和4年度	55	80	110	187	422	53	907

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分しているため、本文中の措置件数と一致しない部分がある。